

戸田市受益者負担の見直し方針の
見直しに係る懇話会提言書

戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会

平成28年3月

目 次

1	はじめに	1
2	懇話に当たって	2
3	受益者負担の見直しに関する懇話	4
	(1) 使用料原価の算定根拠の明確化について	4
	(2) 受益者負担の割合について	7
	(3) 減免・免除の規定について	11
	(4) 市外利用者の基準について	12
	(5) 施設駐車場の取扱いについて	13
	(6) 営利目的等利用者の取扱いについて	14
	(7) 激変緩和措置について	16
	参考資料	17
1	戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会 委員一覧	17
2	戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会要綱	18

1 はじめに

市では、平成18年度に策定された「戸田市受益者負担の見直し方針」について、現在の社会状況等を踏まえた方針の見直しを検討しています。方針の見直しに当たっては、市民や企業の経営的な視点など多様な意見を取り入れるため、市長の呼びかけにより、市民、議会、行政の三者のそれぞれが一同に会した懇話会が開催されました。

本懇話会では、施設を利用する市民の視点と施設を利用しない市民の視点、さらに戸田市を取り巻く社会状況等の視点を考慮しながら、受益者負担の適正化に向けて、忌憚のない意見交換を行いました。

今後、本提言書の内容が最大限尊重されながら、戸田市受益者負担の見直し方針の見直しが進められていくことを強く望みます。

本懇話会の概要

受益者負担の見直しを図らないと公共施設等を利用する人と利用しない人との間に負担の不公平が生じるおそれがある。

財源を枯渇させるまで既存のサービスを提供し続けると行政サービスの提供ができなくなり、市民生活に大きな影響が出るおそれがある。

公共施設の統廃合などによる適切な資源管理や受益者負担の適正化に加え、行政も様々な工夫を凝らし、財源の確保と資源の有効活用に積極的に取り組み、継続的な行政サービスを提供していくことが必要である。

- 受益者負担の見直しについて、以下の項目の懇話を行った。
 - 1 使用料原価の算定根拠の明確化について
 - 2 受益者負担の割合について
 - 3 減免・免除の規定について
 - 4 市外利用者の基準について
 - 5 施設駐車場の取扱いについて
 - 6 営利目的等利用者の取扱いについて
 - 7 激変緩和措置について

2 懇話に当たって

受益者負担とは、特定の利用者がサービスの提供を受けるような場合に、その利用者に応分の負担を求めるという考え方で、公共施設等を利用する人と利用しない人との公平性を担保するものとなります。したがって、受益者負担の見直しに当たっては、市民の公平性を確保するためにどの程度の負担割合にするかなど、市民としての視点が必要とされました。

また、市民としての視点を念頭に置く必要がある一方で、戸田市の社会的状況等を踏まえて、公共施設を継続的に運営していくための経営的な視点も必要であったため、双方の視点を踏まえながら、受益者負担の見直しについて、懇話を進めていきました。

この二つの視点を踏まえながら、懇話を進めました。そして、本懇話会では以下のようなことから、受益者負担を見直す必要があることを提言します。

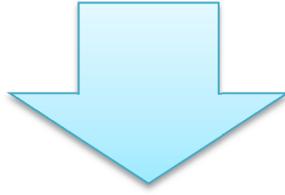
○ 受益者負担の見直しに当たって

戸田市を取り巻く環境を踏まえると、既存の公共施設のサービスを永続的に提供し続けることは困難なことであり、財源が枯渇してしまうことが想定されました。

そのため、財源が枯渇するまで、現在の公共施設のサービスを提供していくのか、それとも、財源が枯渇する前に公共施設のサービスを見直す必要があるのかが争点になりました。

本懇話会としては、行政サービスが提供できなくなることで、市民生活に大きな影響が出ると考えたため、財源が枯渇する前に公共施設のサービスの提供を見直すことが必要であると考えました。

- ・受益者負担の見直しを図らないと公共施設等を利用する人と利用しない人との間に負担の不公平が生じるおそれがある。
- ・財源を枯渇させるまで既存のサービスを提供し続けると公共施設のサービスが提供できなくなり、市民生活に大きな影響が出るおそれがある。



公共施設のサービスを見直すに当たっては、戸田市の公共施設が他市に比べて使用料が安価なイメージであることに加え、多種多様な施設が設置されていることから、受益者負担の適正化に加え、公共施設の統廃合などによる維持管理コストの縮減と適切な資源管理が必要ではないかとの意見がありました。

さらに、行政も様々な工夫を凝らし、財源が枯渇しないように財源の確保と資源の有効活用に取り組んでみてはどうかとの意見もありました。

本懇話会としては、既存の公共施設のサービスと公共施設の在り方を見直すだけでなく、行政も様々な工夫を凝らし、財源が枯渇しないように財源の確保と資源の有効活用積極的に取り組むことが必要であると考えました。

公共施設の統廃合などによる適切な資源管理や受益者負担の適正化に加え、行政も様々な工夫を凝らし、財源の確保と資源の有効活用積極的に取り組み、継続的な行政サービスを提供していくことが必要である。

本懇話会では、受益者負担の適正化を中心に懇話を進めることとし、懇話会として、次の（３）受益者負担の見直しの検討の各項目について、それぞれ提言をしています。

3 受益者負担の見直しに関する懇話

(1) 使用料原価の算定根拠の明確化について

公共施設の使用料を決定していくに当たっては、行政の透明性の確保の観点から、公共施設等を利用する人だけでなく、利用しない人に対しても使用料の設定根拠を明確にすることが必要です。そのため、本懇話会でも適切な使用料原価の算定根拠について懇話を進めました。

戸田市においては、参考資料1のとおり「現行の使用料原価の算定根拠」を示しています。したがって、この算定根拠を参考にしながら、懇話を進めていきました。

○懇話会の軌跡

戸田市の算定根拠を参考に懇話をしていく中で、使用料原価^{※1}の算定根拠に将来に掛かる経費である施設設備費を含めるか否か、また、「物の経費」に含まれる「消耗品費」と「その他」を算定根拠に含めていくかどうかなどのことが懇話の中心となりました。

本懇話会としては、経営的な視点に立ち、中長期的に公共施設を維持管理していく必要があることから、参考資料1のとおり、再投資のために必要とされる減価償却費^{※2}や将来的な経費である施設設備費を含めて、使用料原価を算定していくことが必要であるとの意見になりました。

また、このことに付随して施設設備費という表現では、維持管理費だけでなく、施設の増築等の経費も含まれると市民に誤解されやすいとのことから、「施設設備費」を「維持管理費」に改める必要があるとの意見もありました。

「物の経費」の「消耗品費」と「その他」については、公共施設が無くならない限り消耗品等は費用が掛かるため、算定根拠に含めていくことが必要であるとの意見がありました。

その他に使用料原価の算定根拠に公共施設をグレードアップさせるための基金^{※3}を追加してみてもどうかという意見や算定する際に経費の重複が無いようにすることが必要との意見がありましたが、戸田市が策定している「現行の使用料原価の算定根拠」について、賛成であるという意見で一致しました。

使用料原価の算定根拠の明確化に関する懇話会の提言

戸田市が策定している「現行の使用料原価の算定根拠」は良いと考えますが、「施設設備費」を市民に誤解を与えないような表現に改めることを提言します。

※1 使用料原価…サービスを提供するために掛かったももとの金額

※2 減価償却費…建物などを建設又は購入した場合、それに掛かった費用等をいったん資産として計上した後、資産の耐用年数にわたり定期的に費用として配分される金額

※3 基金…特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立てること。

公の施設に係る経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費があります。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要があります。

こうした各種の経費のうち、公費で負担する範囲と、受益者負担とする範囲は、行政コスト計算書や「戸田市 公共施設中長期保全計画」等の考え方に沿うこととします。

○公費で負担する範囲 【原価対象外構成項目】

費 目	理 由
土地取得費用	土地は、将来にわたり資産価値が残ることから適切でない。
災害等により要した経費	地震、火災、水害、事故等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは異なることから適切でない。

○受益者負担の範囲 【原価構成項目】

費 目	内 容（算入経費）	
施設の管理運営に係る経費	人の経費	職員人件費※ ¹ その他人件費（報酬、共済費、賃金）
	物の経費	消耗品費、維持補修費、施設設備費※ ² 、減価償却費※ ³ 、その他（燃料費、光熱水費、印刷製本費、備品購入費）
	その他経費	業務費（報酬費、旅費）、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料
	業務関連費用	公債費※ ⁴

※¹ 職員人件費…給与のほか、共済組合負担金、退職手当負担金を含み、全職員の平均単価から算出。

※² 施設設備費…平成26年3月策定の「戸田市公共施設中長期保全計画」に基づき算出。この計画に記載のない施設については、予防保全と長寿命化に係る経費を見込んで、使用料算定の経費にしていく。

※³ 減価償却費…建物等の減価償却費の当該年度分

※⁴ 公債費…当該年度に返済した公債費の利払分（土地取得費用に係るものを除く）

○ 算定方法

使用料原価の算定に当たっては、機能によって、「1時間・1㎡当たり」と「1人当たり」の算定方法があります。

(1) 1時間・1㎡当たりの原価×貸出面積から使用料を算定する方式

■適用：会議室等のように、ある一定の部屋（区画）を貸切で使用する場合

$$1 \text{ 時間} \cdot 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{延床面積} \times \text{年間利用可能時間}^{*1}}$$

※1 年間利用可能時間 = 年間利用可能日数 × 1日当たりの利用可能時間

(2) 1人当たりの原価から算定する方式

■適用：プールやトレーニング室のように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設

$$1 \text{ 人 当 たり の 原 価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{年間利用者数}^{*2}}$$

※2 年間利用者数については、利用可能な人数を基に算定した場合と実績を基に算定した場合とでは大きな乖離が生じる可能性があるため、適正な稼働率を考慮する必要がある。

(2) 受益者負担の割合について

行政サービスとして提供する公共施設のサービスには、道路や公園などの民間によるサービスが提供されにくい公共施設から、プール、テニスコート等の民間においても同様のサービスを提供している公共施設まで幅広く存在しています。そのため、各公共施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「受益者負担」と「公費負担」の割合を設定することが必要とされます。

「受益者負担」と「公費負担」の割合の考え方については、使用料の算定に大きな影響を与えるため、懇話を進めました。

また、受益者負担割合を話し合うに当たり、公共施設にも様々な貸室が存在していることから、公共施設ごとの分類ではなく、公共施設の貸室の分類ごとで懇話を進めています。

なお、本懇話会では、参考資料2のとおり、戸田市においても受益者負担割合を設定していることから、この割合も参考にしながら、懇話を進めていきました。

○懇話会の軌跡

受益者負担の割合については、懇話会の中で最も時間をかけた項目となりました。懇話では、①公共施設の貸室ごとの分類に当たっての基準、②受益者負担割合の設定、③公共施設の貸室サービスの具体的な分類などが懇話の中心となりました。

①公共施設の貸室ごとの分類に当たっての基準について

公共施設の貸室ごとの分類については、参考資料2のとおり、横軸については、生活する上で絶対的に必要となる「基礎的なもの」、生活する上で必要性が異なり無くても成り立つ「選択的なもの」で分類しており、縦軸については、行政が自ら行うサービスで民間において提供できない「非市場性」、行政が行っているが、民間でも同じ又は同程度のサービスが提供されている「市場性」で分類されています。

懇話の中では、現在のような基準や区分のように市民に分かりやすい選択モデルを採用するか、又は計算式を用いた受益者負担割合を決定していくかという懇話となりました。

懇話会としては、計算式を用いた受益者負担割合にすると、計算式が複雑となり、市民に分かりにくくなることから、現在のような市民に分かりやすい選択モデルを採用することになりました。

選択モデルを考えていくに当たり、縦軸や横軸の考え方については、

現行の基準で概ね良いのではないかとの意見で一致しました。

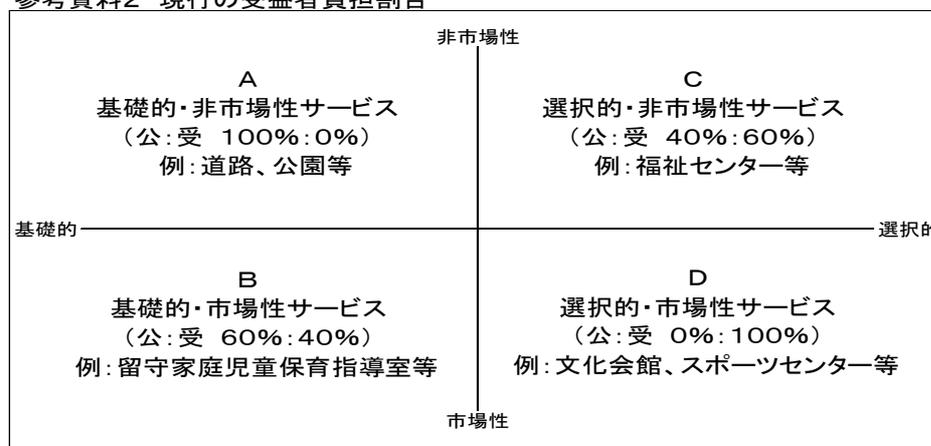
②受益者負担割合の設定について

受益者負担割合の設定については、参考資料2のとおり、受益者負担割合を4パターンと領域を4分割にしていますが、現在の4分割では、選択的であるが市場性があまり見込めない野球場などの大規模な貸室に対して、適切な受益者負担の割合が設定できないのではないかという意見がありました。そのため、現在の負担割合から更に細分化して考えていくこととなりました。

現在の4分割からの細分化に当たっては、細分化しすぎることにより、かえって市民へ分かりにくくならないようにすること等を踏まえて、懇話を進めたところ、図表1のとおり、受益者負担割合を5パターンとし、受益者負担割合の領域を9分割の設定としました。

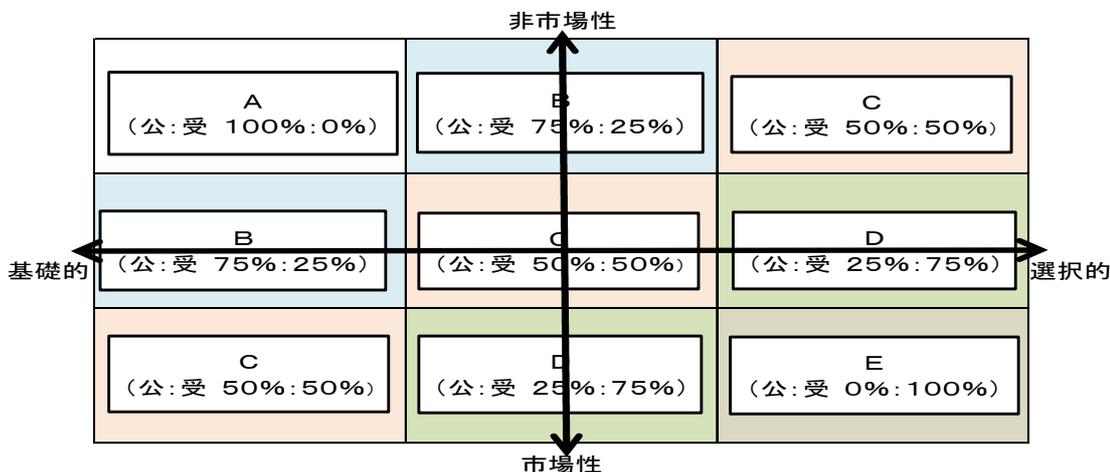
受益者負担割合等を更に細分化した受益者負担割合のパターンを25%ごとの5パターンと9領域に設定することで公共施設のサービスに見合った適切な受益者負担の設定としました。

参考資料2 現行の受益者負担割合



※(公:受) 公費負担分 : 受益者負担分

図表1 懇話会からの受益者負担割合の領域等



※(公:受) 公費負担分 : 受益者負担分

③公共施設の貸室サービスの具体的な分類について

受益者負担割合に基づいて、具体的な公共施設の貸室サービスの分類について懇話を進めていくと、選択的であるが市場性があまり見込めない野球場などの大規模貸室は具体的にどの貸室が該当するか、又、社会適応訓練室や学童保育室については、どの領域に該当してくるかが懇話の中心となりました。

野球場、サッカー場、競技場については、選択的であるが市場性があまり見込めない大規模貸室に該当すると意見が一致しましたが、フットサル場や武道場の扱いでは様々な意見がありました。特にフットサル場については、サッカー場を半分にして、フットサルを行う場合もあり、施設内の同じ貸室で受益者負担が変わることの是非に関する意見がありました。

社会適応訓練室については、一般の会議室として利用されることから、Cの領域とする一方で、社会適応訓練のための貸室であり、一般的な貸室とは異なることや民間でのサービスが期待できないことから、Bの領域とする意見がありました。

学童保育室については、子どもの育成と生産年齢増加の観点から、公費負担を増やしても良いのではないかとする意見がありました。

一方で、学童保育室は民間でも十分提供されていることや民間の参入があるにも関わらず、安価な料金設定とすると民間企業の参入を妨げることになり、市内経済の発展の妨げになるおそれがあるとの意見がありました。

それぞれの意見を集約した結果、公共施設サービスの具体的な分類については、図表2のとおりとなりました。

図表2 公共施設サービスの具体的な分類

領域	負担割合 (公:受)	公共施設のサービス分類
A	100%:0%	道路、公園
B	75%:25%	社会適応訓練室
C	50%:50%	会議室、学童保育室、集会室、セミナールーム、和室、研修室
D	25%:75%	競技場、野球場、サッカー場、武道場
E	0%:100%	アトリエ、宴会室、音楽室、キッチンスタジオ、客室、工芸室、支援室、市民ギャラリー、体育室、多目的ホール、茶華道室、テニスコート、トレーニング室、フットサル場、プール、ホール、練習室

受益者負担の割合に関する懇話会の提言

- ① 公共施設の貸室ごとの分類についての基準は、市民に分かりやすい選択モデルを採用すること。
- ② 受益者負担割合については、現在の受益者負担割合から更に細分化を行うこととして、図表1のとおり、受益者負担割合を25%ごとの5パターンと9分割の領域の設定とすること。
- ③ 公共施設の貸室サービスの具体的な分類については、図表2のとおり、分類すること。
本懇話会として、以上の3点を提言します。

(3) 減免・免除の規定について

減額や免除とは、特定の利用者がサービスの提供を受けるような場合において、その利用者が支払う使用料が免除（無料）または、減額（半額等）されることを言います。

受益者負担の「特定の利用者がサービスの提供を受けるような場合に、その利用者に応じた負担を求める」という考え方からしてみると、受益者負担の適正化に当たっては、減額や免除についても併せて考えていく必要があります。

そのため、本懇話会においても、減額や免除の規定についての懇話を進めていきました。

○懇話会の軌跡

減額や免除の懇話を進めるに当たり、そもそも減額や免除が必要かどうかという根本的な観点からの懇話となりました。

本懇話会では、前項のような適切な受益者負担割合や算定根拠に基づいた料金を利用者が本来負担すべきものであるため、減額や免除はそもそも不要ではないかという意見や減額や免除は利用団体間の公平性を確保することが困難であるので、原則無しとしても良いのではないのかといった市民の公平性の観点からの意見がありました。

また、公共施設を継続的に運営していくという経営的な観点からすると、減額や免除する金額分については、一般利用者の利用料金に転嫁する必要があるとの意見もありました。さらに、一般利用者の使用料で転嫁分を補うことを考えると利用者間に不公平が生じるおそれがあるとの意見もありました。

本懇話会では、減額や免除は無くて良いのではないかとの意見で一致していましたが、子どもについては、子ども料金等の金額を設定してみても良いのではないかという意見もありました。子ども料金等の設定については、子どもの定義が様々あることから、国等が示す定義を参考にしながら、施設の性質に見合った子ども料金等を設定することが必要であるという意見がありました。

減免・免除の規定に関する懇話会の提言

減額・免除については、減額や免除を行っていくとした場合でも、減額や免除される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことが必要であると考えられます。また、利用団体間の公平性を確保することが困難であるので、原則として、減額や免除は無しとすることを提言します。

(4) 市外利用者の基準について

市外利用者の基準とは、市内利用者が市税を徴収された上で公共施設の使用料を支払っているのに対し、市外利用者は市税を徴収されずに本市の公共施設を利用することとなります。そのため、市内と市外利用者間で不平等が生じるため、市外利用者の基準については市内利用者より高い料金とすることで公平性を担保することを目的としています。

公平性を担保する観点から、本懇話会においても市外利用者の基準について懇話を進めていきました。

○懇話会の軌跡

懇話会では、市外利用者の基準を設定することについては、設定すべきだと意見が一致しました。そのため、懇話会では市外利用者料金の倍率を何倍に設定するか、市民の定義はどうするかなどのことが懇話の中心となりました。

市外利用者料金の倍率については、市外利用者料金の倍率を一律に1.5倍若しくは2倍にしてみてもどうかという意見がありました。

一方、一律の設定ではなく(2)で話し合った貸室の受益者負担割合に応じて設定するといった意見や公共施設のコストや稼働率などを考慮した計算をして倍率を設定していくという意見がありました。

また、市外利用者料金の設定は、市外の子どもについても適用する必要があるといった意見もありました。

市民の定義については、地域発展に貢献している観点から、市内に在勤、在学する者も市内利用者としても良いとの意見で一致しました。

また、市民の定義について懇話していく中で、団体の市外や市内の区分についてはどうするのかといった懇話もあり、団体の利用者区分については、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であるかどうかで判断するのが良いといった意見もありました。

市外利用者の基準に関する懇話会の提言

- ① 市外利用者の基準については、多様な意見を集約した結果、市外利用者料金を1.5倍から2倍といった柔軟な規定として、実際の倍率の決定に当たっては、公共施設のコストや稼働率などを考慮した計算に基づいて設定し、子どもについても市外料金を適用すること。
- ② 市民の定義については、在勤、在学する者も市内利用者とする。
- ③ 団体の市外や市内の利用者区分については、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であることを判断基準とすること。

本懇話会として、以上の3点を提言します。

(5) 施設駐車場の取扱いについて

公共施設等に付随する駐車場については、上戸田地域交流センター等を除き、無料で提供しているという状況です。しかしながら、公共施設等に付随する駐車場については、当然のことながら維持管理のための経費が発生しており、見直しを行うことが必要となります。

そのため、本懇話会において、施設駐車場の取扱いについても懇話を進めていきました。

○懇話会の軌跡

施設駐車場の取扱いについては、駐車場を有料化し、近隣他市や民間企業と比較して具体的な料金を決定することが必要であるとの意見で一致しましたが、単に全ての施設駐車場を有料化するのでは、かえって非効率になる場合もあるのではないかとの意見もありました。

駐車場の有料化への観点としては、駐車場にも維持管理費等が掛かっており、財源の確保が必要となることに加え、迷惑駐車を防ぐことができるなどの効果が意見として挙げられました。

また、財源の確保の観点からすると、施設駐車場を有料化しても、採算が取れないことや公共施設の稼働率の低下につながり、施設自体の収入を減少させることなども想定されるという意見がありました。

そのため、全ての施設駐車場を単に有料化するのではなく、有料化に伴う初期費用、施設の設置場所、公共施設の利用状況等の様々なことを勘案する必要があるとの意見がありました。

このほかにも、施設駐車場を有料化する際は、駐車場の運営管理の全てを民間に委託するなどの有料化に当たっての合理化などに関する意見もありました。

施設駐車場の取扱いに関する懇話会の提言

- ① 公共施設の駐車場については、原則有料化とすることとして、有料化を実施する際は、公共施設の利用状況や場所、有料化に伴う初期費用などを勘案して、採算が取れるかどうかの検討をすること。
- ② 駐車場の設定金額については、近隣他市及び民間企業の料金と比較しながら料金を設定し、各公共施設の利用状況に応じて無料とするなどの検討をすること。

本懇話会として、以上の2点を提言します。

(6) 営利目的等利用者の取扱いについて

これまで公共施設の貸し出す際、入場者から入場料を徴収するなどの営利を目的とした公共施設の使用などについては、積極的な貸出を行っていない状況と聞きました。しかしながら、資源の増大に向けた取組の観点から、営利を目的とした利用であっても積極的に公共施設を貸し出してもいいのではないかと考えられたことから、本項目について懇話を行いました。

なお、最近開設された上戸田地域交流センターなどでは、営利目的利用者の取扱いについて、参考資料3のとおり、規定を設けていたことから、その規定を参考にしながら、懇話を進めていきました。

○懇話会の軌跡

営利を目的とした利用であっても公共施設を積極的に貸し出していくということについては、財源の確保に向けて取り組む必要があるとの観点から意見が一致しましたので、利用料金の設定に関することを中心に懇話が行われました。

営利目的利用者の料金設定については、料金を一般市民より高く設定しないと民間企業が貸室を独占し、一般市民が借りることができなくなるのが想定されることから、通常料金の数倍の料金を設定しても良い場合もあるのではないかという意見もありました。その一方で、一律の料金設定倍率とするのではなく、貸室を行う民間企業の動向を踏まえながら、実際の料金設定ができるよう、2倍から3倍といった柔軟な形式にしてみてもどうかという意見もありました。

また、営利と非営利の取扱いの基準については、NPO団体として認証を受けているか、事業の収支報告や実際の事業目的、内容等で判断していく必要があるという意見がありました。

営利目的等利用者の取扱いに関する懇話会の提言

- ① 営利目的利用の設定倍率については、3倍以上の料金設定でないと民間の貸室より不当に安くなるなどの特別な場合を除いて、2倍から3倍という柔軟な規定の範囲内で民間企業の動向を踏まえながら、実際の料金を設定していくこと。
- ② 参考資料3(2)の非営利的に入場料を取る場合の基準倍率については、現状を考慮した上で、現行の規定のとおりとすること。
本懇話会として、以上の2点を提言します。

○ 上戸田地域交流センターの営利目的等利用者の取扱い

- (1) 使用者が、営利、宣伝等に類する行為を目的として使用する場合は、使用料の加算額は、所定の使用料の額に2を乗じて得た額とする。(基本料金の3倍)
- (2) 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の加算額は、所定の使用料の額に次に掲げる1人1回について徴収する最高の入場料等の額に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額とする(10円未満の端数は、切り捨てる。)

- ①500円未満 2割 ②500円以上1,000円未満 3割
 ③1,000円以上2,000円未満 5割 ④2,000円以上 8割

例 貸室料金が500円で入場料100円の場合

使用料金計算 $500 \text{円} \times 1.2 = 600 \text{円}$

(7) 激変緩和措置について

激変緩和措置とは、使用料の改定が市民生活に大きな影響を与えることが予想されることから、改定する使用料の上限額を決定するなどして、急激な使用料改定とならないようにすることを目的とするものです。

これまで受益者負担の適正化への提言を行ってきましたが、実際に使用料を改定していくと市民に影響が出ることが想定されるため、本項目について懇話を進めていきました。

○懇話会の軌跡

激変緩和措置については、改定料金の上限倍率をいくりに設定すべきか、また、料金の改定期間はどのようにしていくのかなどについての懇話が中心となりました。

改定料金の上限倍率については、50円から100円へ改定する2倍の料金改定と1万円から2万円への料金改定では、負担する金額に大きな差があるため、使用料設定額に応じた上限倍率を設定しても良いのではいかという意見があった一方で、人によっては、50円から100円の料金改定も影響力が小さいとは限らないという観点から、一律に1.5倍くらいとした方が良いのではないかという意見がありました。

また、使用料金の改定期間については、長い期間を設けて、小刻みに料金改定をしていくと、かえって市民生活に大きな影響を与えるのではないかという市民の観点や公共施設の経営健全化といった経営的な観点から、できるだけ改定期間を短く設定するという意見が一致しました。

さらに、原則として改定する上限倍率及び改定期間を設けることとして、公共施設の経営状況などに鑑み、上限倍率以上の料金改定もやむをえないとする場合もあるという意見がありました。また、料金改定額が大きい場合は、改定期間を長く設けるなどの特別な場合を設けても良いとの意見もありました。

激変緩和措置に関する懇話会の提言

激変緩和措置については、適正な利用料金の改定を小刻みに行うと、かえって市民生活に影響が出ることが想定されます。このことから、特別な場合（公共施設の経営状況に鑑みて、改定上限倍率以上の料金改定が必要な場合及び料金改定額が大きい場合などを意味しています。）を除き、適正料金への改定期間をできるだけ短くし、改定上限倍率を1.5倍とすることを提言します。

参 考 資 料

戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会 委員一覧

(敬称略)

No	区分	属性	氏名	
1	市民委員	市民公募	石川 浩乃	いしかわ ひろの
2	市民委員	市民公募	河合 悦治	かあい えつはる
3	市民委員	市民公募	金子 善典	かねこ よしのり
4	市民委員	市民公募	星山 孝子	ほしやま たかこ
5	市民委員	企業経営者	石田 万友実	いしだ まゆみ
6	市議会議員委員	戸田市議会	遠藤 英樹	えんどう ひでき
7	市議会議員委員	戸田市議会	手塚 静枝	てづか しずえ
8	市職員委員	財務部次長	山上 睦只	やまかみ ちかし
9	市職員委員	市民生活部次長	安部 孝良	あべ たかよし
10	市職員委員	福祉部次長	吉野 博司	よしの ひろし
※	アドバイザー	東洋大学 経営学部 教授	石井 晴夫	いしい はるお

戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会要綱

平成27年9月25日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市受益者負担の見直し方針（平成19年2月策定）の見直しを行うに当たり、市民等から幅広く意見を聴くため、戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、戸田市受益者負担の見直し方針の見直しについて検討し、市長に助言等を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、構成員10人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は構成員の互選によるものとし、副座長は座長が指名するものとする。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その主宰となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

